

令和 5 年度長崎県公債管理特別会計予算

令和 5 年度長崎県公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78,150,616千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 5 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 130,000
	1 財産運用収入	130,000
2 繰入金		12,077,816
	1 一般会計繰入金	8,617,816
	2 基金繰入金	3,460,000
3 県債		65,942,800
	1 県債	65,942,800
歳入合計		78,150,616

歳出

款	項	金額
1 公債費		千円 78,150,616
	1 公債費	78,150,616
歳出合計		78,150,616

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	^{千円} 65,942,800	債券発行又は普通貸借 (借入先) 銀行、その他 (借入時期) 令和5年度	年利5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入時期から30年以内において元利均等、元金均等又は満期一括などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。
計	65,942,800			